

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	セグエグループ株式会社			コード	3968
提出日	2020/3/6	異動（予定）日	2020/3/24		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	須崎 宏一	社外取締役	○										△				新任	有
2	中川 博史	社外取締役	○													○	新任	有
3	樋口 明巳	社外取締役	○													○		有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	須崎氏は、2011年9月まで、株式会社ネットマークス(現 ユニアドックス株式会社)の常務執行役員でした。当社グループとユニアドックス株式会社との間には、ネットワーク機器に関連する取引関係があります。	須崎氏は、当社が属する業界における多くの経験と見識を有しており、客観的視点で、独立性をもって当社の経営に対して指導・助言を行うことができると判断したため、社外取締役候補者としております。 また、同氏は左記のとおり当社グループの取引先の出身ですが、退職から相当程度の期間が経過し、退職した後は独立して活動を行っているため、出身会社の意向に影響される立場にはないと考えております。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	中川氏は、税理士法人AIOの所長です。当社グループは、2012年3月まで、税理士法人AIOと株式公開や決算業務に関するアドバイザリー契約を締結しておりましたが、その報酬は少額でした。	中川氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、その専門知識と経験等を活かした客観的視点で、独立性をもって当社の経営に対して指導・助言を行うことができると判断したため、社外取締役候補者としております。 また、同氏は左記のとおり当社グループと過去に取引関係がありましたが、少額であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3		樋口氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって当社の経営に対して指導・助言を行うことができると判断したため、社外取締役候補者としております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4		
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。